

## こども福祉医療費給付金制度が 変わります

### 1. 平成30年4月から対象者が拡大します

これまで「満15歳に達した最初の3月31日(中学校卒業まで)」としていたこども福祉医療費給付金の支給対象範囲を、平成30年4月1日から「満18歳に達した最初の3月31日(高校卒業まで)」に拡大します。

### 〈拡大にあたっての手続き〉

①平成30年度に満16歳となる方

新しい受給者証を、3月末までに住民登録のある住所へ郵送します。

②平成30年度に満17歳および満18歳になる方

新たに受給者情報の登録が必要となりますので、申請書を郵送します。

必要事項を記入し、お子さまの健康保険証を添えて、保健福祉課福祉係窓口へ提出してください。受給者証を交付します。

4月1日から受給者証交付日までに保険診療を受けた場合、領収書を持参の上、給付金の支給申請をしてください。

### 2. 平成30年8月からこども医療費が現物給付化されます

現在、一旦窓口で支払った後に口座振込で給付していますが、平成30年8月1日診療分から、県内の医療機関窓口での支払いが1カ月1レセプト(診療報酬明細書)ごとに500円までになります。

問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ

### 第十回特別弔慰金の請求はお済みですか？

戦没者の死亡当時の遺族で、要件に該当する方お一人へ特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

#### 【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給

- (1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

## 平成30年度 各種検(健)診

### 申し込みについて

#### 各種検(健)診を受けまじょう

町では、平成30年度各種検(健)診の申し込みを受け付けています。ご自身の健康づくりの一環としてお勧めします。

#### 申込方法

平成30年度各種検(健)診申込書を各ご家庭に配布しています。お手元に申込書が届きましたら、内容を確認、記入の上、保健福祉課健康推進係に提出ください。(申込書に同封されている返信用封筒をご利用ください)

#### 提出期限

2月13日(火)

※申込書は以下の方法で配布しています。

- 町の特定健診対象者(国保加入者で年齢40歳以上75歳未満)に該当する方がいる世帯は、保健補導員が配布。(ご不在時等は町から郵送)
- それ以外の世帯は郵送。

#### 問い合わせ先

保健福祉課健康推進係 (32)2554

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】  
額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】  
平成27年4月1日～平成30年4月2日  
※期間を過ぎると請求することができなくなります。

※裁定後、国債が発行されるまでは請求から約1年～1年半かかります。

#### 問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (32)6522

# 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなつたときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

## 国民年金のポイント

### ◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

### ◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者)や「子」が受け取れます。

## 「学生納付特例制度」と

### 「納付猶予制度」

### ◆「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

### ◆「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

国民年金のご相談・手続き等については、お問い合わせください。

### 問い合わせ先

保健福祉課国保年金係

(32) 2554

小諸年金事務所

(22) 1080

## 「子宮頸がん・乳がん(マンモグラフィ)検診」

はお済みですか？

町では、「個別子宮頸がん・乳がん(マンモグラフィ)検診」を平成30年3月31日まで実施しています。

2年に1回、格安で検診が受けられます。ぜひお申し込みください。

**対象者・料金** 左表をご覧ください。

**申込方法** 保健福祉課健康推進係までお越しください。申し込み時に検診票など受診に必要な書類をお渡しします。

※すでに申し込みがお済みで、検診票をお持ちの方は、御代田中央記念病院に予約をして受診してください。

※料金(自己負担金)は検診受診時にお支払いください。

**検診会場** 御代田中央記念病院

**問い合わせ先** 保健福祉課健康推進係(32) 2554

	子宮頸がん検診	乳がん(マンモグラフィ)検診
<b>対象者</b>	20歳以上の女性で、原則、本年度偶数年齢になる方 子宮の病気で治療中の方や、不正出血等、自覚症状のある方は、対象になりません。専門医による診察、検査をお勧めします。	40歳以上の女性で、原則、本年度偶数年齢になる方 ※次にあげる症状のある方は、検診の対象ではありません。専門医による診察、検査をお勧めします。 ●自覚症状のある方(しこり・乳頭分泌・乳頭びらんなど) ●乳房の病気で経過観察中の方 ●乳がんの治療・手術をされた方(片側も含む) ●妊娠中・妊娠の可能性がある方 ●乳房内に異物が入っている方(ペースメーカー、V-Pシャント、シリコンなど) ●授乳中の方または断乳後1年未満の方
<b>料金(自己負担金)</b>	1,500円 ※平成8年4月2日～平成9年4月1日生の方は無料。	1,500円 ※昭和51年4月2日～昭和52年4月1日生の方は無料。
<b>備考</b>	●どちらの検診も2年に1回受診すればよい検診です。 ●料金(自己負担金)は、検診受診時にお支払いください。	